

医療法人社団 誠仁会
訪問介護ステーション 北大通り 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人社団誠仁会が開設する医療法人社団誠仁会訪問介護ステーション北大通り(以下「事業所」という)が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
2事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。
② 名称 医療法人社団誠仁会 訪問介護ステーション 北大通り
②所在地 札幌市北区北 23 条西4丁目2-23 プレイス 24

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。
①管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。
②サービス提供責任者 2名(常勤2名)
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
③訪問介護員等 7名(常勤1名・非常勤6名)
訪問介護員は、指定訪問介護の提供にあたる。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。
① 営業日 日曜日から土曜日 ただし、12月30日から1月3日を除く
② 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
ただし利用者の希望に応じて時間外のサービスを行うことがある。

(指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供方法、内容および利用料等)

第6条 指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供方法および内容は次のとおりとし、指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、重要事項に定めるものとし当該指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額とする。
① 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴(清拭)介助、着替介助、体位交換、通院介助、等

- ② 生活介助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取、等
 - ③ 通院等乗降介助 通院等のために、従業者が自ら運転する車両への乗車・降車の介助を行うとともに、屋内外での移動の介護、受診手続き等の介助等を行う。
- 2 指定介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。
- ① 介護予防訪問介護費(Ⅰ)・・・1週に1回程度
 - ② 介護予防訪問介護費(Ⅱ)・・・1週に2回程度
 - ③ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)・・・1週に2回を超えた場合
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- ・事業所から、通常の実施地域を越える場合 10 km未満 500 円
 - ・事業所から、通常の実施地域を越える場合 10 km以上 1,000 円
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、札幌市全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護[介護予防訪問介護]を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第9条 指定訪問介護[指定介護予防訪問介護]の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 指定訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団誠仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 19 年8月1日から施行する。

この規程は、平成 21 年4月1日から施行する。

この規程は、平成 24 年4月1日から施行する。

この規程は、平成 24 年 12 月1日から施行する。

この規程は、平成 25 年 11 月1日から施行する。

この規程は、平成 26 年5月1日から施行する。

この規程は、平成 27 年2月1日から施行する。

この規程は、平成 27 年4月1日から施行する。

この規程は、平成 28 年2月 16 日から施行する。